

営繕工事における週休2日工事の実施についてQ & A

○対象となる工事等について

Q 1 瀬戸内市が発注する営繕工事はすべて対象となるのか。

A 1 瀬戸内市が発注する原則全ての営繕工事を対象とします。なお、対象工事の場合は、入札図書として週休2日工事特記仕様書が添付されています。

Q 2 月単位の週休2日を達成できなかった場合にペナルティーはあるのか。

A 2 月単位の週休2日を達成しなかった場合は、労務費の補正係数を1.00に変更して請負代金額の減額変更を行います。なお、月単位の週休2日及び通期の週休2日を達成できなかった場合においても、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

Q 3 週休2日の対象外工事において、契約後に週休2日工事を希望することは可能か。

A 3 週休2日の対象外工事については、どの週休2日を達成しても、労務費等の補正や工事成績評定での評価等はいりません。

○対象期間及び休日について

Q 4 対象期間とは何か。

A 4 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日をいい、準備期間を除く。）から工事完成日までの期間とします。なお、準備期間とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）の期間のことです。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含みません。

Q 5 工事完成日とは何か。

A 5 工事完成日は、工事目的物の施工に係る作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日とします。なお、工事着手日及び工事完成日は、「休日等取得計画表」に計画と実績を明示するものとし、必要に応じて発注者が現場確認を行います。

Q 6 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

A 6 完全週休2日（土日）に取り組む場合は、原則として土・日曜日を現場閉所日に指定します。ただし、土・日曜日に現場作業を行う必要がある場合は、受発注者間で協議の上、別の振替曜日を指定することができます。

営繕工事では、執務並行改修（居ながら施工による改修）等により休日に作業せざるを得ないなど工事制約も多いことから、月単位の週休2日工事では曜日を限定することなく、現場閉所（現場休息）の日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態の4週8休以上を達成基準としています。

Q 6-1 振替曜日は、いつでもよいのか。

A 6-1 振替曜日は、あらかじめ監督員と協議の上、同一の週内で指定してください。なお、同一の週内とは、土曜日から金曜日までの7日間とします。

Q 7 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や、工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。

A 7 受注者の責によらない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として、受発注者間の協議により「瀬戸内市営繕工事における週休2日工事実施要領」第2条第二号の対象期間から除外する期間を決定します。ただし、作業が発生した事由を速やかに発注者に報告してください。

Q 8 夏季休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。

A 8 夏季休暇及び年末年始休暇は受注者が定めるものとし、「休日等取得計画表」に計画と実績を明示してください。

Q 9 休日の確認はどのように行うのか。

A 9 毎月初めに発注者に提出していただく「休日等取得計画表」に記載された休日の取得実績で確認しますが、取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等当該現場を現場閉所（現場休息）したことを確認できるものに限る。）を併せて提示してもらい休日の確認を行います。

Q 10 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休2日工事として認められないことになるのか。

A 10 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、「瀬戸内市営繕工事における週休2日工事実施要領」第2条第二号の対象期間に含まないこととしています。

Q11 週休2日工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。

A11 現在の設定工期は、雨天、土・日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇等を見込んでおり週休2日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、工事請負契約書第23条第1項の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

Q12 現場完成後に、休日の取得実績を記入した「休日等取得計画表」を作成・提出した結果、全ての週で2日以上現場を現場閉所（現場休息）することができた場合は、完全週休2日（土日）の達成となるのか。

A12 完全週休2日（土日）の達成になりません。完全週休2日（土日）を達成するためには、契約後の監督員との協議により、あらかじめ完全週休2日（土日）に取り組むことを示した上で、対象期間中に地元条件や天候等によりやむを得ず休日に作業を行う必要が生じた場合は、その都度、事前に監督員と協議し、振替日を同一の週で指定する必要があります。なお、週の始期は土曜を基本とします。

○積算方法について

Q13 週休2日工事の積算方法はどのようなものか。

A13 月単位の週休2日を前提に、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に補正係数を乗じて補正し工事費を積算して予定価格を作成することとしています。
詳細につきましては、「営繕工事における週休2日工事の積算方法について」をご参照願います。

Q14 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのか。

A14 週休2日工事において、見積単価は補正係数を用いた補正の対象とはしていません。

○設計変更について

Q15 設計変更とは具体的には何か。

A15 完全週休2日（土日）を達成した場合は、現場管理費に補正係数1.01を乗じて設計変更し、月単位の週休2日を達成することができなかつた場合は、補正なしとして、契約書第26条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を変更します。

Q16 土木工事では、週休2日工事の場合、共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）についても補正を行うこととしているが、これらの経費について営繕工事では補正を行わないのはなぜか。

A16 営繕工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工期に応じて算出することになっていることから、これらの経費については週休2日を考慮した費用が算出されるため補正は必要ありません。
ただし、完全週休2日（土日）を達成した工事においては、労務費に加えて現場管理費についても補正を行うこととしています。

Q17 週休2日（現場閉所（現場休息））を実施する場合、中小規模の工事においては現場管理費と一般管理費の更なる引上げが必要ではないか。

A17 現場管理費及び一般管理費等については、工事規模が小さいほど率が大きくなる算定式を用いて費用を算出しております。
また、営繕工事において、現場管理費については工期に応じて算出しており、週休2日を確保するための工期を設定し、週休2日を考慮した費用を算出しています。

Q18 週休2日工事の労務費補正の減額を行う場合（契約変更時）、請負比率を乗じるのか。

A18 労務費補正による請負代金額の変更は、当初請負比率を乗じることになります。

○工事成績評定について

Q19 工事成績評定で評価するのか。

A19 対象期間において、月単位の週休2日を達成できた場合は監督員の評価項目である「工程管理」で評価し、完全週休2日（土日）を達成できた場合、監督員及び担当課長等のそれぞれの評価項目である「工程管理」で評価します。